

住宅名	号棟	号室	階数	間取り	住戸面積(m ²)	建設年度	所在地	月額(円)		
								家賃下限	家賃上限	駐車場(1台)
市営 梶屋敷住宅	A	A1	2	3LDK	88.96	2006	梶屋敷11番地17	—	43,000	2,600
市営 梶屋敷住宅	B	B1	2	3LDK	88.96	2006	梶屋敷11番地19	—	43,000	2,600
市営 梶屋敷住宅	B	B2	2	3LDK	88.96	2006	梶屋敷11番地19	—	43,000	2,600
市営 駅北復興住宅		305	3	1LDK	48.02	2018	本町12番31	—	39,000	3,000
市営 寺地住宅	D	404	4	3LDK	75.00	2002	寺地1853番地2	—	51,000	2,100
市営 寺地住宅	E	302	3	3DK	70.90	1999	寺地1853番地2	—	50,000	2,100
市営 寺地住宅	E	304	3	3DK	70.90	1999	寺地1853番地2	—	50,000	2,100
市営 寺地住宅	E	306	3	3DK	70.90	1999	寺地1853番地2	—	50,000	2,100

8戸

※家賃は、定額となります。

【入居条件等について】

1 所得基準

- ・世帯全体の所得(給与所得やその他の所得も含む)を合計額が表Bの金額範囲です。
- ・下限額を下回っても、今後の収入上昇が見込まれる方は、申込みできる場合があります。
- ・高齢者、障害者、寡婦(夫)、同居していない扶養親族がいる場合や6人家族以上の方は、所得基準が変わりますので、お問い合わせください。

表B

単位：円

世帯人数	2人	3人	4人	5人
所得上限額	6,224,000	6,604,000	6,984,000	7,364,000
所得下限額	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000

2 入居決定方法

- ・住宅の空き状況に応じて、通年で入居者を募集しています。
- ・申込みされた方から随時、入居条件を確認し、入居の決定を行います。

3 入居者の資格

- ①住宅に困っている方(住宅を所有している方は、入居できません。)
- ②同居親族(婚約者を含む)がいる方(駅北復興住宅は単身入居可)
- ③保証人1名を指定できる方(原則、市内在住者)
- ④世帯の所得合計額が表Bの金額範囲の方
- ⑤市税等を滞納していない方
- ⑥暴力団員でない方(同居親族を含む)
- ⑦入居決定後15日以内に住宅に居住し、生活を開始できる方
- ⑧入居申込日における夫婦(婚約者を含む)の合計年齢が70歳以下の方(梶屋敷住宅のみ)
注意：入居後に夫婦の合計年齢が80歳を超えた時点で住宅を明け渡す条件となります。

4 敷金など

家賃のほかに敷金(家賃の3か月分)、管理費が必要となります。

5 申込方法

申込書に添付書類を添えて、建設課へ提出してください。

6 問合せ先

建設課 管理住宅係 電話 025-552-1511